

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 4月 2日現在

機関番号： 32621
 研究種目： 若手研究（B）
 研究期間： 2009 ～ 2011
 課題番号： 21730093
 研究課題名（和文） 信託法・中小企業事業承継円滑化法と民法法理—遺留分制度との関係を中心として
 研究課題名（英文） Conflict with "Trust Act", "Act on Facilitation of Succession of Management of Small and Medium Sized Enterprises" and Civil Code
 研究代表者 西 希代子（NISHI KIYOKO）
 上智大学・法学部・准教授
 研究者番号： 40407333

研究成果の概要（和文）：

本研究では、第一に、遺留分制度の沿革研究及び解釈論の検討をふまえて、近時の二つの改正法・新法（信託法、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）と民法、特にその中の遺留分制度との緊張関係を具体的に指摘した。第二に、信託法に関して、遺留分制度の趣旨及び効力のとらえ方によって、特定の条項について複数の解釈が可能であることを示して、各解釈の特徴及び問題点を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

Trust Act enables different property succession from Civil Code planning. Some collisions may arise between the Trust Act, Civil Code, especially a law of succession. However, the norm of the Civil Code will not necessarily extend to trust acts.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
総計	2,900,000	870,000	3,770,000

研究分野： 社会科学

科研費の分科・細目： 法学・民事法学

キーワード： 相続、遺言、遺留分、信託、高齢化社会、事業承継、
 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律、

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は、遺留分制度廃止論を念頭におきつつ遺留分研究を進める中で、新たに登場した新しい立法との関係において、それがどのように位置づけられるのか、という問いから生まれたものである。

(2) 被相続人の意思に対する大きな制約となる遺留分制度の趣旨が曖昧であることが指摘されて久しいが、筆者は、日本遺留分法の沿革及び母法の実態などを中心とする

2008年度までの研究において、日本遺留分法は、相続人間の平等を趣旨とするものでもなく、限られた近親者の生活保障のために一定の価値を与える趣旨で設けられた弱い制度であることを明らかにした。その上で、立法趣旨から導かれる解釈の具体例として、遺留分の質的・量的限定、さらには、一定の場合に遺留分減殺請求権の行使を否定する解釈を提案した。

(3) これらの研究において、現行民法上の

遺留分制度をめぐる争点について一通り検討したが、そのようななか、民法以外の領域において、遺留分制度と接点を有する問題が新たに登場した。一つは、信託法の改正(2006年12月改正)によって、ますます問題となる場面が多くなると考えられる相続外財産移転制度である信託と遺留分制度との関係であり、いま一つは、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(略称：中小企業事業承継円滑化法、2008年5月成立)において導入された遺留分放棄契約とでも呼ぶべき新たな仕組みの解釈及び具体的運用方法である。

当時、前者については、問題の一端を紹介した論文が1編存在するのみであり、後者については、正面から取り上げた論考は皆無であった。ましてや、これらが従来の遺留分をめぐる争点や今後の遺留分のあり方に与える影響について検討されたことはなかった。

そこで、これらの検討が必要であると考えた。

2. 研究の目的

(1) 本研究では、1.において述べた当時の状況に鑑みて、外国における議論などを参考にしつつ、上述の問題について検討することを最大の目的とした。あわせて、二つの改正法・新法の背後に見え隠れする遺留分制度潜脱の推奨とともれる、ある種の政策について考察することを通して、実社会において遺留分制度がおかれている位置を明らかにし、遺留分制度廃止論の検討につなげることも目指した。

(2) より具体的には、次の4点を主な目的とした。

①二つの改正法・新法と遺留分制度との関係に関する問題点の整理・分析

一般に、信託も遺留分の規定に抵触することは許されないとされているが、当時、遺留分算定の基礎となる財産に含まれる価額、実際の減殺権行使の相手方・順序・方法等、基本的な事項についてさえ未だ不明確な点ばかりであった。そのため、改正時の議論の他、改正前の信託法下における信託と相続法との関係に関する議論も分析対象に加え、問題点を整理することが必要であると考えた。中小企業事業承継円滑化法において認められた、一定の条件下での合意による遺留分の事前放棄、遺留分算定の基礎となる財産の限定、価額評価の基準時の変更は、何れも遺留分学説及び判例の立場とかけ離れているため、立法経緯及び立法趣旨を明らかにすることも目的加えた。

②二つの改正法・新法が民法法理に与える影響の検討

そもそも信託が遺留分制度の制約に服す

るかという問題をはじめ、信託と遺留分制度との関係の捉え方は、遺留分制度の空洞化をどのように考えるかという問題と密接に関わる。また、中小企業事業承継円滑化法は、あくまでも中小企業の承継の場合にのみ適用される特例ではあるが、農業など類似の問題を抱える産業は多く存在するのであって、なし崩し的に他の場合についても同様の仕組みの適用が検討される可能性がないとは言えまい。このような観点から、二つの新法・改正法が民法法理に与える影響について検討し、遺留分制度の存在意義を問う視角に加えたいと考えた。

③外国における解釈方法の参照、紹介

信託法と遺留分制度の関係については、仏独法においても同様の問題が存在するが、日本では全く紹介されていないため、現在の議論状況及び判例を概観し、示唆を得ることが有益であると考えた。中小企業事業承継円滑化法については、他国に類似の制度があるか否かさえ明らかではないが、農家相続における特例等にも視野を広げて、参考になる法制度を探すことにした。

④遺留分制度の存在意義の再検討、遺留分制度廃止論の試み

本研究の最終段階において、遺留分制度による制約を最小限に抑えようとするこれらの立法動向をふまえて、それでもなお、遺留分制度に存在意義があるのか検討したいと考えた。その際、さらに新しい視点を得るために、遺留分制度が現実果たしている役割を裁判例から探り、それらの役割の他制度による代替可能性について検討し、既に空洞化しつつある遺留分制度の廃止論が一定の場合にはありうることを示すことを最終的な目的として定めた。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、①二つの改正法・新法と遺留分制度との関係に関する問題点の整理、②外国法における類似の問題への対応方法の調査、検討、③二つの改正法・新法における関連条項の解釈の提示、④これらを通して見えてくる遺留分制度の空洞化と、それをふまえた今後の遺留分制度のあり方に関する考察、⑤研究のとりまとめ、という順序で進めた。

(2) まず、2009年度は、次の2点に重点をおいて研究を進めた。

①二つの法律の全体像の把握、遺留分制度との関係に関する問題点の分析・整理

検討の対象となる信託法及び中小企業事業承継円滑化法の全体像を把握した上で、本研究との関係で重要な意味を持つ条項(信託法91条、中小企業事業承継円滑化法4・5条)を中心にその立法経緯及び立法趣旨の調査

等を行った。信託法については、立案担当者の手による解説書が存在するが、後者については、まとまった立法資料は存在しないため、立法の基となる検討が行われた事業承継協議会における議論等を参考にした。

②英・米・独・(仏)の遺留分法・相続法の概観

遺留分制度と他制度との関係を考察する上で、相続法全般に関する理解が不可欠であるため、基本的な文献を一通り収集して概説書レベルから基本的情報の把握、知識の整理に努めた。特に改正作業が進んでいるドイツの遺留分制度については、最近の論考にも触れることができた。

(3) 2010年度は、他国の研究者とのネットワーク作り及び情報交換が主な研究内容となった。

人の死に伴う財産移転は、必ずしも相続法の規定通りには行われず、公証人等による独自の移転方法、とりわけ遺留分制度の潜脱制度が普及している国も少なくない。そのため、相続法と信託など相続外財産移転制度との関係を考える際には、文献資料には表れない実態を知ることが重要となる。そこで、諸外国の研究者との交流の機会を活かしてこれらの情報を収集すべく、ネットワークの基礎作りに力を注ぐことになった(4.(2)参照)。

(4) 2011年度は、次の3点を中心に研究を進めた。

①独・仏の相続外財産移転制度と遺留分制度との関係に関する研究

類似の制度を有する外国法から二つの改正法・新法の解釈への示唆を得ることを試みた。この分野は、外国法の紹介が全くなされていないのみならず、立法・実務の変遷が激しい分野でもあるため、難航が予想されたが、まず、信託法等に関係する文献を集めた上で、基本となる文献を読み込み、その上で、関連すると思われる部分について重点的に資料を収集するという方法をとった。また、インターネットを利用して、常に立法動向にも目を配るよう心がけた。

②外国法からの示唆の整理、まとめ

本研究の柱の一つである比較法から得た示唆をまとめる作業を、比較的早い段階から進めた。外国法における解釈方法をそのまま参考にするのではなく、そのような解釈の背後にある遺留分制度のあり方及び趣旨に関する考え方に留意し、それらの思想が日本法になじみやすいものか、また、従来の争点の解釈との整合性はどうかという観点からも検討を深めるよう努めた。

③遺留分制度廃止論の可能性に関する検討、研究のとりまとめ

以上の研究をふまえ、遺留分制度廃止論に

ついて論じる予備的考察を兼ねて、裁判例に示される遺留分制度の現代社会での役割、法の教育的効果・象徴的效果等も考慮しつつ、二つの改正法・新法と遺留分制度との関係を通して見えてくる遺留分制度の今後について考察した。

4. 研究成果

(1) 外国法における対応と実態の把握

「公序としての相続法」という意識が強いと言われるフランスにおいて、近年、信託法が制定された。この信託法は、当初、当事者を法人に限定するなど、信託法による相続法の潜脱を許さない態度を示したものとも受け取られた。しかし、他方で、フランス革命後、原則として禁止されていた信託的継伝処分を相続制度の中で復活させるなど(相続及び遺留分の改正に関する2006年6月23日の法律第728号)、相続法それ自体に信託的な要素を持ち込むことが行われている。背景には、弱者の私的保護等の社会福祉的考慮、企業承継への配慮等があるとされており、このような社会的要請は日本と共通する。また、ドイツ民法には、後継ぎ遺贈、先位・後位相続(ドイツ民法2100条以下)等、信託的継伝処分、あるいは、信託と同様の機能を果たす制度が存在することがわかった。

他方、本研究では、特に、文献資料によって知ることができない実態把握に力を注いだことによって得たこともある。具体的には、Antoinette Fauve-Chamoux教授(CNRS)の下、5名の研究者が、諸国における相続法と慣習との対立及び調整に関する検討を行う機会を最大限活かした(5. [研究発表] ②)。その結果、諸外国においても日本と同様、民法、とりわけ相続制度が実態に即したのものにはなっていないものの、他の立法によるその潜脱は、あまり問題となっていないとの印象を受けた。

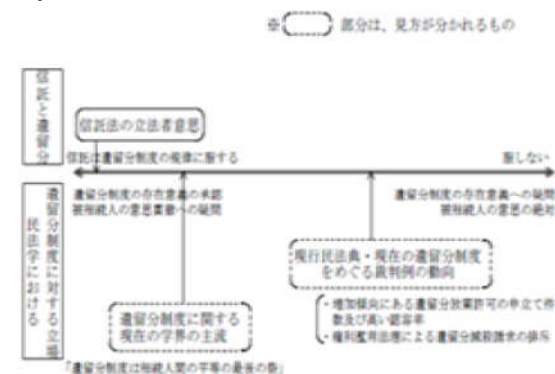
これらの背景には、民法の枠内での解決が主流であるという立法の構造の問題もあるようだが、民法の公序という概念に対する理解の違いもあるように感じた。この点については、さらに検討が必要であると考えている。

(2) 信託法・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律と民法との緊張関係の指摘、及び複数の解釈論の提示とその検討

本研究では、特に信託法について、改正信託法の概要及びその立法背景を把握した後、信託を用いた財産承継方法と民法上の既存の財産承継方法との比較検討を行いつつ、解釈論の構築を試みた。具体的には、民法上の制度として、相続分の指定(民法902条)、遺産分割方法の指定(民法908条)、遺贈(民法964条)等の仕組みとその活用方法を確認するとともに、その有効性が疑問視されてき

た後継ぎ遺贈をめぐるこれまでの議論を整理した。これらとの比較において、改正信託法において立法化された後継ぎ遺贈型受益者連続信託（信託法 91 条）に注目し、その民法上の財産承継方法との異同、長所及び短所、想定される利用方法について、分析を進めた。さらに、特に、中小企業の事業承継における活用が注目されていることから、既に施行されている中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律を利用した財産承継との比較も試みた。その結果、中小企業における経営の円滑化に関する法律の利用によっても、遺留分権を有する相続人全員の同意が得られない場合には、事業承継者による経営資産の一括承継が困難であり（4、5条参照）、それが同法の一つの大きな限界となっており、そのような場合への対応が信託に期待されていることが明確にわかった。

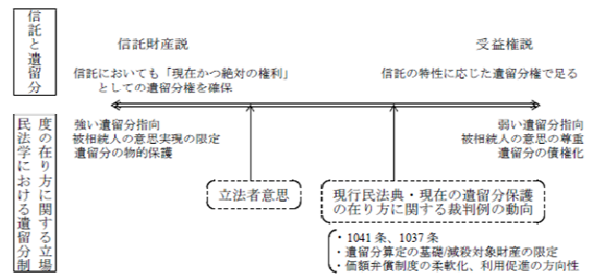
このような現状をふまえて、a) 民法上の公序とされる遺留分制度が、異なる法体系である信託法における財産承継制度にも適用されるのか、b) 適用されるとしても、それは民法における財産承継に対する規律と同じレベルで適用されるのか、より緩やかな制約にならないのか、c) 具体的な計算はどのように行われるのか、という3つの検討課題に的を絞って、研究成果をまとめることにした。その結果、a) 立法者は、信託においても、遺留分制度を潜脱することはできないと考えていたものの、b) その理論的根拠や具体的な適用方法については、ほとんど審議されていないことが明らかになった。現在の遺留分制度をめぐる裁判例の動向に、被相続人の意思の尊重、さらには、遺留分制度の存在意義に対する確信の揺らぎを見ることも不可能ではないことから（増加傾向にある遺留分放棄許可の申立件数及び高い認容率、権利濫用法理による遺留分減殺請求の排斥、遺留分算定の基礎となる財産の限定、価額弁償制度の柔軟化など）、以下のように、信託法における財産承継制度が遺留分の規律に服することが必然ではないと考えるに至った。



続いて、c) 仮に遺留分の規律に服するとした場合を念頭に置いて、その影響を最小限

にとどめる法律構成についても検討を進めた。現在、考えられている受益権説（遺留分算定の基礎となる財産を受益権の価額と考えて、遺留分減殺の対象を受益権、減殺請求の相手方を受益者とする見解）、信託財産説（遺留分算定の基礎となる財産を信託財産の価額と考えて、遺留分減殺の対象を信託の設定行為ないし信託財産、減殺請求の相手方を受託者（+受益者）とする見解）、及びこれらの折衷説の特徴と欠点、そして、残された課題について、以下の視点を中心に主張をまとめた（その一部が5. [雑誌論文] ①）。

	受益権説	信託財産説
遺留分算定の基礎財産	受益権の価額（の総額）	信託財産の価額
遺留分を侵害する行為	受益権の惠与	信託の設定 信託財産の移転
遺留分減殺の対象	受益権	信託の設定行為 信託財産
遺留分減殺請求の相手方	受益者	受託者（+受益者）
遺留分減殺の効果	受益権の共有	信託の（一部）効力否定 信託財産の共有



5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

- ① 西 希代子 「民法の空洞化？—財産承継方法としての信託と相続法」信託法研究 36号（2011年12月）91～106頁（査読なし）
- ② 西 希代子 「価額弁償額の確認請求訴訟と確認の利益」判例セレクト2010 [I]（法学教室 365号）25頁（2011年1月）（査読なし）
- ③ Kiyoko Nishi 'Discrepancy between law and practice: Family strategies in Japan' 上智法学 54巻1号 127～147頁（2010年8月）（査読なし）

<http://repository.cc.sophia.ac.jp/dspace/handle/123456789/27917>

- ④ 西 希代子 「遺留分減殺請求権の法的性質・行使方法」判例プラクティス民法Ⅲ親族・相続 186頁（2010年8月）（査読なし）
- ⑤ 西 希代子 「全部相続させる遺言がされた場合の遺留分侵害額の算定」民商法雑誌 124

巻3号314～328頁(2010年6月)〈査読なし〉
⑥西 希代子「財産全部を相続させる遺言がある場合の遺留分侵害額算定における相続債務額の加算」平成21年度重要判例解説(ジュリスト1398号)105～106頁(2010年4月)〈査読なし〉

〔学会発表〕(計2件)

①角紀代恵ほか、シンポジウム「民法から信託を考える」(西 希代子「民法の空洞化?—財産承継方法としての信託と相続法」)第36回信託法学会、2011年6月11日、近畿大学

② Antoinette Fauve-Chamoux et al., "Family Transmission Systems: From Customs to Civil Codes I" (Kiyoko NISHI "Japanese Civil Code and Custom"), 8th European Social Science History Conference, International Institute of Social History, Belgium, 13 April 2010

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕

特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西 希代子 (NISHI KIYOKO)

上智大学・法学部・准教授

研究者番号：40407333

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし